

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度（平成25.4.1～平成26.3.31）及び平成26年度（平成26.4.1～平成27.3.31）の補助対象事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 生活文化局及び福祉保健局 平成27年9月4日、同年10月29日及び同月30日
 - (2) 団体（90学校法人） 平成27年9月10日から同年10月28日まで
- 団体別実地監査期間は、表5のとおりである。

（表5）平成27年団体別実地監査期間

監査日	学校法人名		
9月10日	日本大学第二学園	愛輪学園	あぐり郷学園
〃	新倉学園	弥生台学園	—
9月11日	城北学園	久山学園	小泉学園
〃	花小金井学園	八幡学園	—
9月14日	上野学園	帝京学園	帝京大学
〃	彰栄学園	聖コロンビア学園	—
9月15日	上野塾	工学院大学	芝学園
〃	保隣教育財団	朋愛学園	—
9月16日	攻玉社学園	東京純心女子学園	東京女子学園
〃	和光学園	井上学園	—
9月17日	自由ヶ丘学園	淑徳学園	中村学園
〃	普連土学園	和光学園	—
9月18日	桜丘	修徳学園	昭和一高学園
〃	文化形並学園	早稲田高等学校	—
9月29日	日白学園	草木原学園	東京あおい学園
9月30日	成徳学園	和田実学園	—
10月2日	国本学園	北豊島学園	—
10月5日	北豊島学園	十文字学園	女子美術大学
〃	日本橋女学館	—	—
10月6日	科学技術学園	大東文化学園	瀧野川女子学園
〃	村田学園	—	—
10月7日	佼成学園	駒澤大学	皇美学園
10月8日	愛国学園	啓明学園	佼成学園
			富土貝丘学園
			東亜学園高等学校

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

各団体が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。その結果、別項指摘事項を除き、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

監査日	学校法人名		
10月13日	聖心女子学院	武蔵野東学園	敷島学園
10月15日	青山学院	共栄学園	明星学園
10月16日	青英学園	沖永学園	雙葉学園
10月19日	渋谷教育学園	潤徳学園	聖ドミニコ学園
〃	宝仙学園	—	—
10月26日	大妻学院	神田女学園	国際基督教大学
〃	希望の庭学園	—	—
10月27日	大妻学院	自由学園	八雲学園
10月28日	駒澤学園	自由学園	東京電機大学
〃	金子学園	—	—
			根津育英会武蔵学園

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 私立学校経常費補助金を返還すべきもの
生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日付53総学一第198号。）により、本務教員人件費支出等を補助対象経費として補助金を交付している。本務教員としての要件は、補助の対象となる私立学校に正規の教員として雇用され、当該学種の免許状を有すること等である。
学校法人小泉学園の東京いずみ幼稚園は、私立学校経常費補助金の交付申請に当たり、本務教員数を平成25年度及び平成26年度において17名としており、局は、申請された人数で補助金額を算定し交付している。
しかしながら、東京いずみ幼稚園の補助対象経費となる本務教員について、幼稚園教諭としての教員免許状を確認したところ、平成25年度及び平成26年度において、1名の教員が、免許状の有効期間を更新していなかった。
このため、補助金が平成25年度は54万3,200円、平成26年度は55万1,700円、過大に交付されている。

学校法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。
局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人小泉学園)
(生活文化局)

イ 国際化推進補助に係る補助金の返還を求めべきもの
生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、海外に在留していた児童又は生徒(引き続き1年を超える期間の在留、帰国後3年以内の者に限る。)の受入れを行った私立高等学校等に対し、私立学校経常費補助の特別補助として、1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。

ところで、学校法人曉星学園の曉星中学校における補助金の交付状況を見たところ、平成25年5月1日を基準に補助対象とした10名のうち1名については、帰国後3年を超えて(平成22年3月帰国)いることが認められた。

このため、補助金9万円が過大に交付されている。

学校法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人曉星学園)
(生活文化局)

(2) 局

ア 学校法人からの補助金交付申請に対する審査を適切に行うべきもの

生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、私立学校が生徒に対して授業料を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度を実施している場合に、私立学校経常費補助の特別補助「授業料減免補助」として、学校が実際に減免した授業料の一部を補助している。この補助には、学校が生徒の家計の状況を理由に授業料を減免した場合に補助する家計状況によるものと主たる家計支持者の失職等により修学が困難な状況にある生徒の授業料を減免した場合に補助する家計状況の急変によるものがある。

補助額は、家計状況による補助は減免額の3分の2、家計急変による補助は減免額の5分の4であり、家計急変による補助は家計状況による補助よりも高い補助率となっている。

家計急変については、「私立学校教育助成金調査表(A表・B表)記入の手引き 学校法人用」(以下「手引き」という。)に、要件等の記載がある。これによれば、家計急変に該当する場合は、以下の要件を全て満たす場合とされている。

① 主たる家計支持者の失職、倒産、離別、死亡等の事由により、修学の継続が困難な状況にあること

② 家計状況の急変が発生した時点が補助申請年度の前年度又は前々年度であること(ただし、入学手続き前に発生した場合は除く)

③ 家計状況の急変を証する資料(写し)があること

(資料の例) 失職：雇用保険受給資格者証、倒産：登記簿謄本、破産：破産宣告書、離別：戸籍抄本、死亡：住民票

この授業料減免補助について、平成26年度における学校法人Aの高等学校(以下「学校」という。)の補助内容を見たところ、学校が、表6の生徒について、保護者の破産を理由とした家計急変による授業料減免を行ったとして補助申請を行い、それを証する資料として地方裁判所による破産手続開始決定書その他を提出したものの、局からは家計急変による補助と認められず、家計状況による補助を受けていた。

破産制度においては、平成17年から新しい破産法(平成16年法律第75号。以下「法」という。)が施行されたことに伴い、破産宣告書がなくなり、それに相当するものとして破産手続開始決定書があるが、局はそのことを認識していなかった。そのため、本件は、局が破産手続開始決定書は破産宣告書とは異なるとして学校に追加の説明を求めた結果、学校が局と協議の上、家計急変による補助の申請を取り下げ、家計状況による補助を再度申請したものである。

しかしながら、本件においては、局が法改正に伴い上記要件③の破産宣告書を破産手続開始決定書と改めていけば、学校が提出した審査書類に不備はなく、収入状況その他の提出資料と合わせて家計急変の要件を満たしていたものと認められる。

局は、手引きの記載を改め、学校法人からの補助金交付申請に対する審査を適切に行われたい。

(生活文化局)

(表6) 生徒の状況

家計状況悪化の事実内容	家計状況が悪化した事実の発生した時期	家計状況に関する資料
保護者（主たる家計支持者）の破産	平成24.8.22	<ul style="list-style-type: none"> ・地方裁判所による破産手続開始決定書 ・会社発行の退職証明書 ・平成24年度の父母の源泉徴収票（退職前の家計状況を示すものとして） ・住民票

イ 本務教員を評価対象除外とする事由を定めるべきもの

生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、私立学校に対し、経常費補助金の一般補助を交付している。この補助金額は、学校の学級数、教職員数などの基礎数値にそれぞれ単価を乗じた金額に、局が複数の評価項目により学校を評価し算出する評価係数を乗じることにより算定する。

評価係数を算出するための評価項目の中には、評価対象教員1人当たりの生徒数がある。この項目では、評価対象教員1人当たりの生徒数が評価基準を超えている場合に評価係数を減ずることとなり、評価対象教員数は、補助金額の算定根拠となっている。

経常費補助金は、私立学校が記入する「私立学校助成金調査表」を基に算出され、この中に、一般補助の対象となる教員（以下「本務教員」という。）についての担当授業時間数その他の情報や、評価対象除外となる教員が記載されている。評価対象教員は、本務教員の数から評価対象除外とされる教員の数を差し引いて算出される。

ところで、評価対象除外となる教員については、「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き 学校法人用」（以下「手引き」という。）で、本務教員のうち、休職者（育児休業を含む）、出産休暇者、結核休職者、留学者のいずれかに該当する者であるとしている。この評価対象除外教員について見たところ、学校法人Bの中学校において、手引きに記載された事由に該当しない教員について評価対象除外としている事例が認められた。

局に確認したところ、手引きに記載された事由に該当しない教員についても、担当授業時間数及び教務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があるとしている。しかしながら、このことにはどこにも規定されておらず、これにより補助金額算定の根拠となる評価対象除外教員を決定していることは適正でない。

局は、補助金の適正な交付のため、上記の本務教員を評価対象除外とする事由を手引きに定められたい。

(生活文化局)

隅田川花火大会実行委員会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体 隅田川花火大会実行委員会

(2) 監査対象局 生活文化局

2 事業の内容

(1) 事業の概要

隅田川花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、江戸時代以来の伝統的烟花行事を隅田川で開催することを目的として、昭和53年4月に設立された団体で、烟花行事（原則毎年7月下旬開催）及び烟花に付随する事業を行っている。

(2) 組織

実行委員会は、関係5区（台東区、墨田区、中央区、江東区及び荒川区）の住民を主体として、実行委員34名（会長1名、副会長4名、常任相談役1名、委員25名、事務局長1名、会計幹事2名）で構成されている。事務を処理するために、事務局（本部）を、隔年で墨田区役所又は台東区役所に設置しており、平成25年度は墨田区役所に、平成26年度は台東区役所に設置している。

なお、会長が当該区長に、事務局長及び職員の派遣を依頼している。

3 都との関係

都は、実行委員会が行う事業に対して平成25年（第36回）隅田川花火大会事業補助金交付要綱（25生文文第134号、平成25.5.17）及び平成26年（第37回）隅田川花火大会事業補助金交付要綱（26生文文第92号、平成26.5.14）に基づき、次の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付しており、平成25年度及び平成26年度の実績は表1のとおりである。

ア 大会事業の経費のうち、烟花の購入費（※1）、打上船借上費及び警備施設費

イ 大会事業の経費のうち、オリンピック・パラリンピック招致折願烟花の購入及び打上等に関する経費（付帯経費を含む）（平成25年度のみ）

ウ 大会事業の自主警備事業経費のうち専門警備員（※2）の雇上げに要する経費

※ 1 花火の打上は、実行委員会が打ち上げる花火を購入するのではなく、隅田川花火大会「煙火消費実施要領」に基づき花火の打上を受託者に委託するものである。従って、花火の購入費の内容は、花火の打上委託に係る経費である。

※ 2 専門警備員は、隅田川花火大会警備計画に基づく、警備員の雇用及び雑踏、交通誘導警備業の委託経費である。

(表 1) 隅田川花火大会事業補助金交付状況

(単位：円)

補助対象項目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	補助対象経費	都補助金額	補助対象経費	都補助金額
花火大会事業	129,398,441	45,000,000	126,383,858	36,600,000
(1) 花火購入費及び打上船借上費	65,105,250	25,000,000	66,240,612	25,000,000
(2) 警備施設費	30,347,087	5,200,000	33,128,310	5,200,000
(3) オリジナルブック・パンフレット等招致折衝花火の購入及び打上に関する経費	9,800,000	9,800,000	—	—
(4) 専門警備員雇上費	24,146,104	5,000,000	27,014,936	6,400,000

- 第 3 監査の範囲及び実地監査期間
- 1 監査の範囲
平成 25 年度及び平成 26 年度の事業について実施した。
- 2 実地監査期間
(1) 生活文化局 平成 27 年 11 月 4 日及び 9 日
(2) 隅田川花火大会実行委員会 平成 27 年 11 月 5 日及び 6 日

第 4 監査の結果

1 経営 (運営) に関する事項
実行委員会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。その結果、別項指摘事項を除き、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 補助金の支出に当たり協定等を締結すべきもの
実行委員会は、隅田川花火大会の開催により、都立汐入公園において、花火の観覧者が増加してきたことから、公園の指定管理者である株式会社 A (以下「会社」という。)の花火大会当日の運営費負担が増加しているとしている。
このことから、実行委員会は、負担できる範囲内で、東京都補助金の対象である警備施設費から、平成 25 年度は 8.4 万円、平成 26 年度は 5.0 万円を会社に対し補助している。
ところで、同年における支払の書類を見たところ、実行委員会と会社等との間には補助金に関して何ら定めがなく、補助金を支出する手続と、会社への補助金の口座振込に関する書類のみしか認められなかった。
このため、実行委員会が補助すべき対象となる会社の経費やその実績が確認できず、補助金の支出について適正か否かを検証できない状況であり、適切ではない。
実行委員会は、都立汐入公園の花火大会当日の運営費補助に関し、会社等と補助すべき範囲を定め、また、交付した金額の妥当性を確認する報告書の提出を求めるよう協定等を締結されたい。

(隅田川花火大会実行委員会)

イ 要綱どおり、検査を行い、検査証の交付を行うべきもの

実行委員会では、隅田川花火大会実施に伴う予算の編成及び執行について、「隅田川花火大会実行委員会予算会計事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）を定めており、台東区及び墨田区の事務局では、この要綱に基づき事務を執行している。

要綱では、実行委員会の事案専決区分300万円以上の物品購入、業務委託、借上等の契約においては契約書を作成し、完了後、契約課長が検査し、検査証を交付しなければならぬとしている。

ところで、台東区に設置された実行委員会事務局の行った表2の契約を見たところ、支出命令書の履行確認欄に押印され決裁がなされていることは確認できたものの、検査証は認められず、また、検査をしていることが確認できなかったことは、適正ではない。

実行委員会は、要綱どおり、検査を行い、検査証の交付を行われたい。

（隅田川花火大会実行委員会）

（表2）平成26年度隅田川花火大会実行委員会が行った契約で検査証が認められなかった事例

件名	契約金額	履行期間	業者名
①平成26年度(第37回)隅田川花火大会打上船及び土壌塵上並びにその他作業委託	14,485,800	平成26年7月15日から平成26年7月29日まで	B
②平成26年度(第37回)隅田川花火大会警備委託	26,980,275	平成26年7月24日から平成26年7月27日まで	C

第5 補助対象事業の概要

1 補助対象事業

(1) 隅田川花火大会

実行委員会は、例年、7月最終土曜日に隅田川花火大会を実施するとして、平成25年度実施の第36回隅田川花火大会及び平成26年度の第37回隅田川花火大会における花火の打上、自主警備、隅田川花火大会花火コンクール、観覧席設置等の花火大会事業を行っている。都は、その経費のうち、表3の経費を対象として予算の範囲内で補助を行っている。また、前年度の隅田川花火大会における補助対象経費に係る事業の実績等は、表4のとおりである。

なお、平成25年度実施の第36回隅田川花火大会は、開催直後の雷雨のため、途中中止されたものの補助金の対象経費については、契約に基づき支払が行われている。

（表3）平成25年度及び平成26年度隅田川花火大会における補助対象事業の概要

大会経費のうち、花火の購入費、打上船借上費、警備施設費	
花火の購入費	花火の打上委託経費
打上船借上費	打上台船の借上、曳航、会場への設置等に係る経費
警備施設費	大会本部等の設置、会場放送設備の設置、仮設便所の設置、荒川区沙入公園運営費補助等
イ オリエンティック・パビリオン・ピニック招致新顔花火の購入及び打上等に関する経費 (平成25年(第36回)隅田川花火大会のみ実施)	
花火の購入費	花火の打上委託経費 デザイン費、技術費、運搬費
ウ 専門警備員の雇上げに要する経費	
会場警備委託	雑踏、交通誘導警備業務一式の委託

(表4) 平成25年度及び平成26年度における隅田川花火大会の事業実績

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度
花火大会実施日	平成25年7月27日 19時5分開始 20時30分終了予定 ※雷雨のため19時39分中止	平成26年7月26日 19時5分開始 20時30分終了
観覧者数	788,000人(19時30分現在)	965,000人
打上玉数	5,983発(予定22,765発) (うちオリンピック・パラリンピック 招致折額1,400発 (予定2,800発))	20,000発(予定20,000発)
実施場所 第一会場 第二会場	桜橋下流～言問橋上流 駒形橋下流～厩橋上流	桜橋下流～言問橋上流 駒形橋下流～厩橋上流
打上台船借上数	4台	4台
自主警備員数 (うち警備委託による警備員の配置人数)	約6,400人 (1,407人)	約6,400人 (1,456人)

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

第1 監査の目的
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行い、また、公の施設の管理を行わせている団体に対して、収支及び補助金等の算定は適正に行われているか、財政援助及び施設管理に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

(2) 監査対象局

オリンピック・パラリンピック準備局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)は、都に在住する障害のある人の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、スポーツの奨励振興に関する諸事業を行うことを目的としている。当初、社団法人東京都精神薄弱者スポーツ協会として平成2年5月1日に設立され、平成15年4月1日に社団法人東京都障害者スポーツ協会に名称を変更し、平成21年7月1日には公益社団法人に移行している。協会は、表1に掲げる事業を実施している。

(表1) 協会実施事業の概要

区分	主な事業
障害者のスポーツ活動の奨励振興事業	奨励振興事業、理解啓蒙事業、調査研究事業等
各種スポーツ大会の開催と協力事業	東京都障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会東京都選手団の派遣、東京CUP卓球大会の開催等
障害者スポーツセンターの経営事業	東京都障害者総合スポーツセンター・東京都多摩障害者スポーツセンターの管理運営

(2) 組織

協会は、主たる事務所を新宿区神楽河岸1番1号に置き、平成27年9月3日現在、役員21名(代表理事1名、理事18名、監事2名)(うち非常勤19名)及び職員76名(うち都派遣職員4名)で構成され、事務局、障害者総合スポーツセンター、多摩障害者スポーツセンターをもって組織されている。

3 都との関係

(1) 補助金及び分担金

都は、協会に対して、障害者スポーツ地域開拓推進事業外1事業について補助金を、初級障害者スポーツ指導員講習会外9事業について分担金を、表2のとおり、支出している。

(表2) 補助金及び分担金交付額一覧

(単位：円)

No.	補助事業名	区分	平成25年度 交付額	平成26年度 交付額
障害者スポーツの振興				
1	障害者スポーツ地域開拓推進事業	補助金	29,535,119	32,775,331
2	初級障害者スポーツ指導員講習会	分担金	1,338,515	1,184,642
3	中級障害者スポーツ指導員講習会	分担金	—	1,246,080
4	障害者スポーツセミナー	分担金	1,208,904	1,217,834
5	取組事例集の作成	分担金	—	6,411,803
理解啓発事業				
6	障害者スポーツ専門ポータルサイト運用事業	分担金	4,877,132	5,742,498
7	チャレスボ1 TOKYO	分担金	13,780,000	14,305,000
8	パワリンピック出前事業	分担金	5,598,565	5,329,228
競技会の開催等				
9	東京都障害者スポーツ大会	分担金	59,085,223	48,290,000
10	全国障害者スポーツ大会	分担金	76,153,457	67,416,969
11	障害者スポーツ競技力向上事業	分担金	8,016,585	8,280,663
その他				
12	障害者スポーツ協会の体制強化	補助金	—	5,215,473
補助金合計(1+12)			29,535,119	37,990,804
分担金合計(2~11の合計)			170,058,381	159,424,717
計			199,593,500	197,415,521

(2) 公の施設の管理運営

都は、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るため、東京都障害者スポーツセンター条例(昭和59年東京都条例第24号、以下「条例」という。)により、表3のとおり、東京都障害者総合スポーツセンター(以下「総合スポーツセンター」という。)及び東京都多摩障害者スポーツセンター(以下「多摩スポーツセンター」という。)を設置している。

都は、平成23年度から平成27年度までの期間について、協会を指定管理者として、東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの管理に関する基本協定(平成23年4月1日締結。以下「基本協定」という。)及び表4の年度協定に基づき、これらの施設の管理運営を行っている。

(表3) 協会を指定管理者としている公の施設の概要

名称	所在地	敷地	建物(延床面積合計)
東京都障害者総合スポーツセンター	北区十条台	21,656.88㎡	7,455.96㎡
東京都多摩障害者スポーツセンター	国立市富士見台	9,102.15㎡	6,389.25㎡

(表4) 年度協定

協定名	締結日	金額等
平成25年度東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの管理運営に関する年度協定	平成25年4月1日	674,688,000円
平成26年度東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの管理運営に関する年度協定	平成26年4月1日	703,184,000円
	平成26年11月19日改訂	711,500,000円

第3 監査の範囲及び実地監査期間

(1) 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度に協会が実施した補助金及び分担金の対象事業及び指定管理業務を対象として実施した。

(2) 実地監査期間

ア オリジニック・パワリンピック準備局

平成27年11月5日及び同月11日

イ 協会

平成27年11月6日、同月9日、同月10日

第4 監査の結果

1 協会の運営について

協会は、平成26年度において、補助金3,799万9千円、分担金1億5,942万9千円を受けて、障害者が地域でスポーツを楽しむよう地域における活動の場を開拓するなど、障害者スポーツの奨励振興に努めているほか、障害者スポーツの理解啓発事業や東京都障害者スポーツ大会の開催等の事業を行っている。

また、協会は、指定管理者として都から指定管理料7億1,150万円の交付を受けて、総合スポーツセンター及び多摩スポーツセンターを管理運営している。平成26年度においては延べ28万6,611人が利用しているほか、障害者スポーツの広域的拠点として地域における障害者スポーツの振興事業等を行っている。

協会が行っている補助等の対象事業に係る事業の収支が適正に行われているかについては、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により検証した。また、各センターが設置目的や指定管理制度の趣旨に沿って運営されているかについては、事業の内容及び実績により検証した。

この結果、別項指摘事項を除き、協会が行った障害者スポーツ振興事業等の補助等対象事業及び障害者スポーツセンターの管理運営に係る収支及び補助金等の算定は適正であり、財政援助及び施設管理に係る事業は目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 指図書事項

(1) 指定管理業務について

ア 指定管理業務の事業報告を適正に行うべきもの

協会は、基本協定に基づき、指定管理者として総合スポーツセンター及び多摩スポーツセンターを管理運営している。

基本協定第13条では、事業年度が終了した後、協会は、局に対して、管理運営事業の実施状況、収支の状況、工事・修繕の実績等について事業報告書により報告することとしている。

そこで、事業報告書について見たところ、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

① 協会は、表5のとおり、決算書に計上している指定管理に要した費用のうち、指定管理料の金額を上回っている額を事業報告書に記載していない。

また、表6のとおり、指定管理に係る協会の収益は、都からの受託収益(指定管理料)の他に寄附金及び雑収益があるが、局が定めている事業報告書の様式には収益を記載する欄がなく、協会は収益を報告していない。

② 協会は、表7のとおり、平成25年度に指定管理料の金額を上回って実施した5件の修繕工事について、工事件名・内容・金額を事業報告書に記載していない。

また、局は、このうち事前協議が必要な3件の修繕を承認しているが、それらが事業報告書に記載されていないことを看過している。

協会は、協定に基づき指定管理業務に係る報告を適正に行われない。

また、局は、指定管理業務についての確に把握するため、報告を適正に行うよう協회를指導されたい。

(公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)
(オリエンティック・パラリンピック準備局)

(表5) 決算書計上額のうち実績報告書に記載されていない勘定科目別金額

勘定科目	平成25年度	平成26年度
管理事務費	—	32,003円
建物維持管理費	2,016,550円	1,386,252円
管理費	7,413,807円	—
建設修繕費	1,968円	—
総括的事項	—	—
体育施設管理費	1,000,000円	88,606円
宿泊室管理費	110,131円	—
スポーツ振興事業費	—	432円
計	10,542,456円	1,507,293円

(表6) 指定管理業務に係る収益

勘定科目	平成25年度	平成26年度
受託収益	674,698,000円	711,500,000円
受取寄附金	1,450,000円	—
雑収益	2,016,550円	1,384,790円
計	678,164,550円	712,884,790円

(表7) 平成25年度事業報告書に記載されていない修繕工事一覧

施設(注)	工事件名	工事金額	事前承認
総合SC	①2階男子便所排気ファン修理工事	1,191,750円	あり
多摩SC	②体育館床補修工事	2,415,000円	あり
	③エントランス及び歩道修繕	1,404,375円	あり
	④ロビーLEDフライト交換工事	490,003円	不要
	⑤雨漏り補修工事	252,000円	不要

(注) 以下、表内では、総合スポーツセンターを「総合SC」、多摩スポーツセンターを「多摩SC」という。

イ 修繕対象を確認して工事を行うべきもの

基本協定第6条では、施設の小規模な修繕は協회가、大規模な修繕は局が行うこととしている。これに基づき、予定工事額が50万円以上の補修について、協회가局に事前協議し、承認を得た上で工事を行うことを両者で取り決めている。

ところで、協会は、表8のとおり、平成25年度に、局に事前協議の上、「2階男子便所排気ファン修理工事」により、総合スポーツセンターの換気設備の一部である排気ファン1点の交換を行った。しかし、その後、局は、平成26年度に、「東京都障害者総合スポーツセンター(26)換気設備改修工事」において、協会が交換した排気ファンを同程度の性能のものに調て交換していることが認められた。

その結果、83万4,164円(監査事務局試算)が経済支出となっている。

これは、局の修繕工事に先立って行った「東京都障害者総合スポーツセンター(26)換気設備改修工事実施設計」の委託契約において、受託業者と局との打合せでは修繕の対象となっていたなかった換気ファンが、業者の提出した設計図面等で修繕の対象となっていたことを局が看過したこと、また、局が工事の設計・積算を行う際にも発見できなかったことによるものである。局は、修繕対象を確認の上、工事を行われない。

(オリエンティック・パラリンピック準備局)

(表8) 協会及び局が行った施設の換気ファン交換工事

工事の実施者	協会	局
工事件名	2階男子便所排気ファン修理工事	総合スポーツセンター(26)換気設備改修工事
工期	平成25.7.8～平成25.7.31	平成26.11.27～平成27.3.13
工事金額	1,191,750円	9,326,880円
交換した機器	換気ファン1点(機器番号(注)BF-15)	換気ファン21点(機器番号BF-15を含む)

(注) 機器番号は施設建築時に各機器に付した番号で、機器を交換しても同一の番号で認識している。

ウ 宿泊室使用料を預り金として経理すべきもの

局は、条例により、都における障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るため、総合スポーツセンターに6室(定員24人)、多摩スポーツセンターに6室(定員22人)の宿泊施設を設け、使用料を障害者及びその介護者が1人1泊当たり1,500円、

その他の者を2,000円と定めている。

宿泊室使用料の徴収事務については、局は、基本協定第17条により、両センターの指定管理者である協会に委託している。

各センターは、宿泊室使用料の徴収に当たり、利用者への納入の通知を口頭で行い、拠点収入徴収簿の作成を省略することとされており、領収書を発行し、宿泊料金徴収実績日報により測定及び現金の管理を行っている。各センターは利用者から徴収した宿泊室使用料を、表9のとおり、都に納付している。

ところで、企業会計基準においては、一時的に預かった金銭で、後日返金するか、第三者に支払う金銭は預り金として経理することとされている。

しかしながら、協会は宿泊室使用料を預り金として経理しておらず適正でない。

協会は、宿泊室使用料を預り金として経理されたい。

(公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)

(表9) 宿泊室使用料の徴収状況

区分	総合SC		多摩SC	
	平成25年度 人数 金額	平成26年度 人数 金額	平成25年度 人数 金額	平成26年度 人数 金額
障害者	1,919 2,878,500	1,895 2,812,500	1,976 2,961,000	1,969 2,953,500
介護者	385 547,500	422 633,000	479 718,500	544 816,000
その他	45 90,000	57 114,000	99 198,000	87 174,000
計	2,329 3,516,000	2,374 3,589,500	2,554 3,880,500	2,600 3,943,500

(単位：人、円)

(2) 補助金等対象事業について

ア 障害者スポーツ貸与用具の購入・管理に係る事務を適正に行うべきもの

局は、協会に対して、「東京都障害者スポーツ地域開拓推進事業に係る補助金交付要綱」（平成26年3月31日付25才推調第355号。以下「要綱」という。）に基づき、平成26年度に3,277万5,331円の補助金を支出している。

障害者スポーツ地域開拓推進事業は、地域における障害者スポーツの普及振興を目的としており、局は、協会が行う障害者スポーツの活動の場の開拓や障害者スポーツ指導員の派遣と、これらの事業を実施するために必要な障害者スポーツ用具の購入、保守及び貸与に係る経費を補助している。

局は、要綱により、事業の実施に必要な用具として、20種の競技のために55種類791個の用具を備えることとしている。

この貸与事業について、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

- ① 協会は、貸与用具を東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターに分散して保管しており、利用する団体の都合によりいずれのスポーツセンターにも返却できることとなっているが、監査日（平成27年11月6日）現在、協会は用具の保管場所、

数量等を正確に把握しておらず、適切でない。

② 協会は、平成26年度の要綱では「エアボールラウンド90」を購入することとされていたが、この製品が生産終了だったため、「アンダーフィールド」2セットを購入している。しかしながら、購入物品を変更する際に、協会は電子メールで局に協議をしたものの、文書による変更申請を行っておらず、適正でない。

③ 局は、補助事業の実績を把握するため、貸与実績については協会に報告をさせているものの、購入及び保守については実績報告を行わず、適切でない。

協会は、用具の保管場所、数量等を明確に把握するとともに、購入物品の変更に当たっては申請を適正に行われたい。

局は、補助事業の執行に当たり、協会が申請及び実績報告を適切に行うよう指導されたい。

(公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)

(オリンピック・パラリンピック準備局)

イ 契約事務及び経理事務を適正に行うべきもの

協会は、区市町村や地域スポーツクラブ等が障害者スポーツ事業を企画・実施した事例のうち、他の地域でも活用が可能と思われる取組について、事業企画当初から終了後の振り返りまで、段階ごとに、その検討・実施過程や他の地域にも共通する課題・解決策等をまとめ、事業実施を促進するマニュアルとして、障害者スポーツプロデュースマニュアル(以下「取組事例集」という。)を作成している。

ところで、協会の財務会計規程（平成21年7月1日規定第8号）第65条では、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとしている。

取組事例集の作成原簿を確認したところ、協会は契約書を作成していなかった。このことは、契約書が契約内容を証明するものであるにもかかわらず、協会は契約書の存在を確認せず請求書のみで取組事例集の作成代金456万8,580円を支払ったこととなり、適正でない。

また、局は、取組事例集の作成に係る分担金の支出について、事業終了後、分担金の精算額の検査を行っているが、この際に契約書が作成されていないことを看過しており適正でない。協会は、契約事務及び経理事務を適正に行われたい。

局は検査を適正に行われたい。

(公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)

(オリンピック・パラリンピック準備局)

第5 運営状況の概要

1 財政面から見た都との関係

協会はその事業を4つの公益目的事業会計と法人会計の計5会計に区分して経理している。平成26年度における経常収益は9億3,392万2千円であり、これに占める都からの収入の割合は表10のとおり、97.3%となっている。

(表10) 協会の各会計の収入に占める都からの収入

区分	計	公益目的事業会計			公益目的事業会計共通	法人会計
		1	2	3		
平成26年度収入額	933,926	83,716	138,127	702,884	1,769	7,427
都からの収入	908,915	77,403	130,011	701,500	0	0
構成比率	97.3%	92.5%	94.1%	99.8%	0%	0%
補助金等収入	197,415	67,403	130,011	0	0	0
指定管理料収入	711,500	10,000	0	701,500	0	0
他の収入	25,010	6,312	8,115	1,384	1,769	7,427
構成比率	2.7%	7.5%	5.9%	0.2%	100%	100%

(単位：千円)

(注) 公益目的事業会計1 障害者スポーツの奨励振興事業に係る収益及び経費を経理する
 公益目的事業会計2 各種大会の開催等に係る収益及び経費を経理する
 公益目的事業会計3 障害者スポーツセンターの管理運営に係る収益及び経費を経理する
 公益目的事業会計共通 公益目的事業会計1～3に共通する収益及び経費を経理する

2 補助等の対象事業

- (1) 障害者スポーツの振興
- ア 障害者スポーツ地域開拓推進事業

障害のある人が身近な地域で継続してスポーツを楽しむよう、協会は、表11のとおり、区市町村や公立体育施設の指定管理者、社会福祉施設・学校、地域スポーツクラブなど障害者スポーツに関するイベントや指導者に対する研修の実施を計画している団体相談を受けて、イベントや研修の企画立案の協力をしているほか、指導員を派遣して障害者や障害者に対する体験指導、団体のスポーツ推進委員(注)等に対する研修講師・指導等を行っている。また、事業の実施に必要な場合には、スポーツ用具を貸し出ししている。この事業の実施に要した費用は表12のとおりであり、費用と同額の補助金を都から収入している。

(注) スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条に基づき、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの競技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うもので、区市町村教育委員会が任命する。

(表11) 開拓推進事業の実績

区分	平成25年度			平成26年度		
	区市町村等	社会福祉施設等	地域スポーツクラブ	区市町村等	社会福祉施設等	地域スポーツクラブ
事業数	30	14	8	52	37	17
障害者のみ参加	8	9	2	19	4	3
障害者のみ参加	14	1	2	17	17	6
両方参加	8	4	4	16	16	8
企画立案	30	14	8	52	37	17
運営	2	2	0	4	7	6
体験指導	13	0	3	16	27	2
指導	4	8	3	15	4	11
講義	16	2	0	18	4	2
参加者数	3,669	1,076	884	5,629	4,021	1,617
派遣指導員数	64	42	168	274	37	85
延べ貸与用具種類数	81	36	47	164	102	11

(単位：人)

(表12) 事業に要した費用

区分	平成25年度		平成26年度		摘要
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	
企画費	26,007,178	28,395,225	企画・打ち合わせ等		
旅費交通費	318,418	314,187	指導員等交通費		
消耗品費	687,906	1,467,655	貸与用具購入費等		
補助金	849,000	879,000	講師・指導員等謝金		
雑支出	805,737	1,719,264	用具修繕費・保険料等		
什器備品購入支出	866,880	0	貸与用具購入費		
計	29,535,119	32,775,331			

(単位：円)

イ 障害者スポーツ指導員の養成

障害者スポーツ指導員とは、障害者スポーツの振興と競技方向上にあたる障害者スポーツ指導者として公益社団法人日本障がい者スポーツ協会が認定する資格である。

協会は、地域における障害者スポーツの指導者を育成することを目的として、スポーツ推進委員及び区市町村職員を対象とする初級障害者スポーツ指導員講習会(以下「初級講習会」という。)、初級障害者スポーツ指導員を対象とする中級障害者スポーツ指導員講習会(以下「中級講習会」という。)を、表13のとおり、年度につき各1回行っている。

講習会の開催に要した費用は、初級講習会については平成25年度133万9千円、平成26年度118万9千円、中級講習会については平成26年度220万9千円である。協会は、初級講習会については、費用と同額の分担金を、中級講習会については124万9千円の分担金を、都から収入している。

(表13) 講習修了者数

区分	受講対象者	修了者数	
		平成25年度	平成26年度
初級障害者スポーツ指導員講習会	スポーツ推進委員	41	38
	区市町村職員	14	13
	計	55	51
中級障害者スポーツ指導員講習会	初級障害者スポーツ指導員	—	37

(単位：人)

ウ スポーツセミナーの開催
 協会は、地域における障害者スポーツ振興のキーパーソンを育成するため、区市町村職員、地域スポーツクラブ等を対象に、障害者スポーツの推進に係る講演、障害者スポーツの体験等を行っている。

平成25年度の受講者数は151名、平成26年度は207名である。
 開催に係る費用は平成25年度120万余円、平成26年度121万余円であり、費用と同額
 の分担金を都から収入している。

エ 取組事例集の作成

協会は、地域において、障害者スポーツ事業を実施する際に参考となるよう、先進事例について、企画から終了後の振り返りまで、課題・解決策を含めてまとめたスポーツプロデュースマニュアルを作成している。
 作成に要した費用は、主に取材や原稿作成に係る委託料と印刷経費で、641万余円であり、費用と同額の分担金を都から収入している。

(2) 障害者スポーツの理解啓発

ア 障害者スポーツ専門ポータルサイト運用事業

協会は、インターネット上に障害者スポーツのポータルサイト「10KYO障スポナビ」を設け、障害者スポーツセンターの情報、都内公共スポーツ施設のバリアフリー情報、都内で活動中の障害者が参加できるクラブ・サークル情報等を掲載している。

このサイトのページビューは平成25年度約10万件、平成26年度約12万件となっている。
 サイトの維持・更新に係る費用は、平成25年度487万余円、平成26年度574万余円であり、費用と同額の分担金を都から収入している。

イ 障害者スポーツ普及イベントの開催

協会は、スポーツに興味のない障害者にスポーツの楽しさを知ってもらい、始めるきっかけを提供するため、総合スポーツセンターにおいて、「チャレンスポ！TOKYO」を年1回開催している。
 参加者は、平成25年度1,204人、平成26年度1,417人である。

開催に係る費用は、平成25年度1,378万余円、平成26年度1,438万余円であり、このうち、都から平成25年度は1,378万円、平成26年度は1,430万余円を分担金として収入している。

ウ バリアリンピック出前授業の実施

協会は、都民とバリアリンピック（バリアリンピック出場選手）との交流の機会を設けることで、障害者スポーツの普及と理解促進を図るため、都内の小中学校等にバリアリンピックを派遣し、講演と実技体験を行っている。

平成25年度においては、13団体で出前授業を行い2,533人の児童生徒等が参加し、平成26年度においても13団体で2,647人が参加している。

開催に係る費用は、主にバリアリンピックへの謝礼と協会の人件費で、平成25年度が59万余円、平成26年度が53.2万余円であり、費用と同額の分担金を都から収入している。

(3) 競技会の開催等

ア 東京都障害者スポーツ大会

協会は、都在住・在勤の障害のある人を対象として、東京都障害者スポーツ大会を、都と共催で実施している。大会は、表14のとおり、19種目を、総合スポーツセンター、多摩スポーツセンター、駒沢オリンピック公園、東京体育館等を会場として行っている。参加者は、平成25年度は6,179人、平成26年度は6,155人である。

大会の事業収支の状況は表15のとおりであり、協会は、共催者である都から分担金を収入している。

(表14) 開催状況

種目名	開催時期
①陸上競技、②水泳、③ボウリング、④卓球、⑤サウンドラマーブルニス、⑥フライングディスク、⑦アーチェリー、⑧陸上競技、⑨フットベースボール、⑩バレーボール(知的障害者部門)、⑪バスケットボール、⑫ソフトボール、⑬サッカークラッシュ	5月～6月
⑭重度障害者競技会(スポーツの集い)	9月
⑮グラントフットボール、⑯バレーボール(身体障害者部門)、⑰重度障害者競技会(ボウリング)、⑱バレーボール(精神障害者部門)、⑲車いすバスケットボール	11月～2月

(表15) 事業収支

区分	平成25年度	平成26年度	摘要
受取補助金・助成金	63,235,223	52,440,000	都・区市町村等
うち部分相金	59,085,223	48,290,000	
受取負担金	640,000	580,000	スポーツ文化事業団等
受取者附金	1,150,000	1,360,000	
経常収益計	65,025,223	54,380,000	
人件費	15,809,197	13,277,117	賃金等
委託料	15,910,858	15,872,037	送迎バス・トラック借上げ・会場設営
消耗品費	9,290,354	8,552,616	競技用消耗品等
印刷製本費	3,091,091	2,989,671	ポスター・プログラム作成
賃借料	6,747,141	4,048,218	会場借上げ費
諸謝金	7,401,000	7,473,500	補助員等謝金
雑費	5,537,925	3,939,595	
経常費用計	63,787,566	56,152,754	

(単位：円)

イ 全国障害者スポーツ大会等への東京都選手団派遣事業

協会は、障害者スポーツに対する理解の促進等を図るため、全国障害者スポーツ大会及び全国車いす駅伝競走大会に東京都選手団を派遣する事業を行っている。

平成25年度は、13競技について538人、平成26年度は313人の選手を派遣している。派遣に係る費用は、平成25年度7,630万余円、平成26年度6,764万余円であり、このうち、都から平成25年度は7,615万余円、平成26年度は6,741万余円の分相金を収入している。

ウ 強化練習会の開催

協会は、全国障害者スポーツ大会を目標として選手の競技力を強化するため、強化練習会を開催している。

平成25年度は17競技につき延べ70回開催して参加選手数は1,134人、平成26年度は18競技につき延べ85回開催して参加選手数は1,796人である。

開催に係る費用は、平成25年度801万余円、平成26年度828万余円で、費用と同額の内相金を都から収入している。

(4) その他

ア 協会の体制強化

協会は、障害者スポーツの推進事業等を強化するため、平成26年度に事務局分室を設置している。都は、事務局分室の設置に係る事務室敷金、工事費等521万余円の内額を補助している。

3 公の施設の管理運営

(1) 施設の概要

協会が、基本協定に基づき、指定管理者として管理運営している総合スポーツセンター及び多摩スポーツセンターの概要は表16のとおり、施設の概要は表17のとおりである。

(表16) スポーツセンターの概要

名称	東京都障害者総合スポーツセンター	東京都多摩障害者スポーツセンター
開設年月日	昭和61年5月10日	昭和59年5月24日
施設の概要	種類	種類
	名称	名称
土地	敷地	敷地
	面積	面積
建物	本館	本館
	洋弓場	宿泊棟
工作物	運動場等	門扉
	面積	面積

(表17) 各スポーツセンターの施設の概要

施設	施設の概要・面積	
	総合S.C	多摩S.C
体育館	バスケットボール1面	バスケットボール1面
トレーニング室	746.39	753.66
屋内温水プール	車椅子コーナー等	車椅子コーナー等
	140.55	175.75
卓球室	2.5m6コース	2.5m5コース
	656.29	654.75
サウンズドレーブルテニス室	卓球台3台	卓球台3台
	137.91	89.86
運動場	S.T.T.(注)用卓球台1台	S.T.T用卓球台1台
	1周200m6コース	7,082.00
テニスコート	的数8、5.0mまで	1,539.00
テニスコート	ハードコート2面	1,330.00
スポーツ広場	クレーコート	640.00
文化施設	集会室、印刷室、録音室、図書室	集会室4、印刷室、録音室
宿泊施設	6室24名	6室22名
駐車場	33台	59台

(注) S.T.T：サウンズドレーブルテニスの略

(単位：㎡)

(2) 施設の利用状況

センターを利用できるのは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者か、同程度の障害を有する者で、利用に当たっては、初回に利用登録を行う。利用登録時には、安全にスポーツができるよう、障害程度、病気・服薬の有無、掛かり付けの医療機関等を確認し、事情に応じ医事相談の上で利用者カードを発行する。

施設を利用する際には、受付で利用者カードを提示して、体育館・プールなど施設ごとに利用証の発行を受けてから、各施設で利用証を提示して利用する。利用証には、障害程度、医療機関等が印刷されており、事故があった時にも正確で迅速な対応を行えるようにしているほか、利用者ごとの時点での施設の利用しているかを把握できるようシステムにより管理するなど、安全に利用できるよう仕組みを整えている。

ア 体育施設

(ア) 個人利用

各体育施設には指導員が常駐しており、「一人でなくてもスポーツができる」環境を整え、表18のとおりスポーツへの導入、初心者指導、レベルアップ指導、トレーニング指導など、障害の種類、程度、スポーツの種類など個人に合わせた指導を行っている。また、日ごろの練習の成果を発揮する場として、各種大会を開催している。

(表18) 平成26年度スポーツ教室・大会の開催状況

区分	総合SSC		多摩SSC		概要
	回数	参加人数	回数	参加人数	
教室					
スポーツ導入教室	76	1,874	123	2,921	水中運動、体操等
入門教室	55	1,503	79	2,189	卓球、水泳、トランプリン等
中上級教室	40	626	15	97	水泳、アーチェリー等
アクトクラブ教室	11	260	2	71	スキー、キヤンパ等
ジュニア対象教室	18	504	62	1,546	体操・水泳等
重度障害者対象教室	8	168	11	165	水泳
アスリートサポート	175	909	26	304	車いすバスケ、陸上、水泳等
大会	9	1,139	5	952	水泳、テニス、陸上等

(単位：回、人)

(イ) 団体利用

クラブ、サークルなど団体が利用する場合には、施設の範囲・時間などを区切って専用で利用することができる。団体利用に当たっては、予約を必要とし、利用希望団体が多い場合には抽選で利用者を定めるほか、1団体につき週1回までなど制限を設け、個人利用と団体利用との両立を図っている。個人に対する利用可能時間の周知は、施設入口のホワイトボード、センターのウェブサイト等で行っている。

イ 宿泊施設の利用

都は、宿泊施設について、障害者及びその介護者1名は1,500円、その他は2,000円の使用料を徴収しており、協会は都から徴収事務の委託を受けて、使用料の収受及び都への納付を行っている。

ウ 利用実績

(ア) 利用登録者数

平成26年度に新たに利用登録をした者は1,711人で、開設以来の累計は6万2,422人となっている。5年推移を見ると、表19のとおり、各年度の新規利用登録者数は微増傾向で推移している。

(表19) 新規利用登録者数の推移

施設名	平成21年度まで	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
総合SSC	32,216	858	958	969	945	975	36,921
多摩SSC	21,774	726	634	834	797	736	25,501
合計	53,990	1,584	1,592	1,803	1,742	1,711	62,422

(単位：人)

(イ) 利用者数

平成26年度の利用者数は延べ28万6,611人で、5年推移を見ると、表20のとおり、微増傾向で推移している。障害種別では、表21のとおり、肢体不自由及び知的障害が多い傾向にある。施設別では、表22のとおり、ゾールの利用が最も多く、トレーニング室、体育館もよく利用されている。

(表20) 利用者数の推移

施設名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設名					
総合SSC	153,342	158,877	152,552	154,586	157,977
多摩SSC	115,177	120,963	127,592	129,957	128,634
合計	268,519	279,840	280,144	284,543	286,611

(単位：人)

(表21) 平成26年度障害種別別利用者数

障害種別	総合SSC		多摩SSC		計	
	利用者数	構成比率	利用者数	構成比率	利用者数	構成比率
重複障害	9,815	6.2	8,695	6.8	18,510	6.5
視覚障害	13,003	8.2	6,733	5.2	19,736	6.9
聴覚障害	5,988	3.8	7,265	5.6	13,253	4.6
肢体不自由	73,957	46.8	64,065	49.8	138,022	48.2
内部障害	2,260	1.4	2,920	2.3	5,180	1.8
知的障害	42,474	26.9	28,245	22.0	70,719	24.7
自己申告	788	0.5	1,102	0.9	1,890	0.7
精神障害	9,692	6.1	9,609	7.5	19,301	6.7
合計	157,977	100	128,634	100	286,611	100

(単位：人、%)